

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成31年2月18日

-第8号-

消費生活トラブル情報 **注目!**

「簡単にもうかるよ!」甘い言葉に注意!!

1 ある日、女子会で...



誰でも簡単にもうかるバイトがあるよ!

2



後日カフェにて...

会員になって友達にこの化粧品を売れば、紹介料がもらえるのよ。これで月30万稼ぐ人もいるの!

3



ローンを組んで商品を大量購入し、友達に勧めましたが、売れません!

4

売れない...

大量の在庫とローンが残りました...



アドバイス

※裏面に詳しい解説あり

契約書

- 「誰でも簡単にもうかる」ということはありません。お金を借りてまで契約してはいけません。多重債務に陥る危険があります。
- 友達や先輩などに勧誘されても、自分に必要のないものであれば断りましょう。
- 連鎖販売取引は、書面を受け取った日か、商品の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から数えて20日以内なら、クーリング・オフできます。

困ったときは  
188(局番なし)

山口県消費生活センター

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月~金]8:30~19:00 [土]8:30~17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

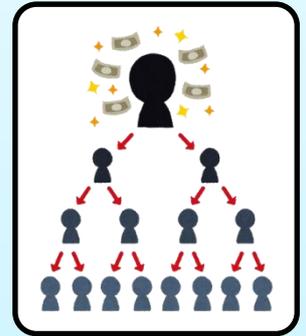
まなべる利用時間 [平日]9:00~16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

## 「連鎖販売取引」とは

- 自分が商品やサービスの販売員となり、更に自分が次の販売員を勧誘するという方法で、販売組織をピラミッド式に拡大していく取引  
※特定商取引法によりさまざまな規制が課せられている販売形態
- マルチ商法、ネットワークビジネス、マルチレベルマーケティングと呼ばれることもあります。

イメージ図



## 具体的な勧誘例

- この会に入会すると売値の3割引で商品が買えるので、ほかの人にその商品を買えば差額分もうかりますよ！
- ほかの人を勧誘して入会させると、1万円の紹介料がもらえます！
- あなたが勧誘した人が、ほかの人に商品販売すればその売上の5%があなたの利益になります。 など

➡ 会員となっても、商品が売れなくて借金だけが残ったり、自分が他人を勧誘するとき法律違反の行為をすれば、刑罰を受けたりする場合があります。

## 連鎖販売取引の規制

- 1 書面の交付義務
- 2 不当な勧誘行為の禁止
- 3 クーリング・オフの適用 など



## 被害の多い商品

- 健康食品
- 化粧品
- 学習用教材(英会話等)



## 相談しよう！



○連鎖販売取引には20日間のクーリング・オフ制度があります。この期間が過ぎても、契約を解除できる場合がありますし、中途解約はできます。諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！

参照：消費者庁HP特定商取引法ガイドライン<http://www.no-trouble.go.jp/what/multilevelmarketing/>

## 消費者ホットライン「188」のご案内の流れ

郵便番号が分かる

1

➔ ○郵便番号(7桁)入力  
を押す

郵便番号が分からない

2

➔ ○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど